

日本の信託 2020



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL:03-6206-3981
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>



信託協会

検索

本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

令和2年8月発行



わが国の信託制度は、国民の安定的な資産形成を促進するなど、社会・経済の重要なインフラとして発展を続け、信託財産は1,263兆円にまで拡大しています。

信託機能の発揮によるサステナブルな社会・経済の実現への貢献

高齢化が進展するわが国において、これからも信託の安全性・多様性・柔軟性を生かした商品・サービスを開発・普及させることにより、誰もが安心して暮らせる社会の構築に取り組むとともに、円滑な事業承継を更に促進することで、わが国経済の持続的な発展に貢献して参ります。

また、デジタル技術の活用により利便性向上を図るなど不断の努力を重ね、来るべき持続可能な社会である“Society5.0”の実現に向けて尽力していくほか、機関投資家として資産運用業務の一翼を担う信託業界においても、スチュワードシップ責任を果たすことで、企業の地球環境問題への積極的な取り組みを促して参ります。

令和新時代における信頼の向上

デジタルライゼーションの飛躍的な進展や社会構造の変化が想定される令和の時代において、忠実義務や善管注意義務といった信託の受託者責任を果たすことはもとより、急速かつ劇的に変化する社会・経済の変化を予見するとともに、これまで培ってきた資産の運用・管理・承継などに関する高い専門性を最大限に発揮し、お客さまのニーズに応えていくことで、新しい時代における信頼の向上に努めて参ります。

1	信託の仕組み	3
2	信託業の担い手	4
	信託業の主な担い手	4
	信託兼営金融機関、信託会社(運用型信託会社、管理型信託会社)	
	信託銀行等の店舗の設置状況(令和2年3月末現在)	4
	信託サービスの利用者の窓口	4
	信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店	
	金融商品取引業者	4
3	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)	5
	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)	5
	信託銀行等のSDGs(持続可能な開発目標)への取り組み	5
4	主な信託商品等	6
	(1) 個人向け	7
	金銭信託	7
	教育資金贈与信託	7
	結婚・子育て支援信託	8
	遺言代用信託等	9
	相続関連業務	9
	投資信託	10
	不動産業務	10
	(2) 法人向け	11
	年金信託	11
	財産形成信託	11
	株式交付信託	12
	資産流動化の信託	12
	資産保全を目的とする信託	13
	担保権の信託(セキュリティトラスト)	13
	受益証券発行信託	13
	有価証券の信託	14
	証券代行業務	14
	不動産業務	14
	(3) 公益・福祉	15
	公益信託	15
	特定寄附信託	15
	特定贈与信託	16
	後見制度支援信託	17
5	信託業界・協会を巡る動向	18
	(1) 主な出来事	18
	税制改正要望	18
	規制改革に関する提案	18
	パンフレット「やさしい信託のはなし」	
	『暮らしの中の信託』、『相続・遺言と信託』の発行	18
	(2) 信託業界のあゆみ	19
	(3) 信託業界の動き	20
6	信託協会の概要	21
	(1) 目的および事業	21
	(2) 組織	21
	(3) 信託協会加盟会社一覧(令和2年7月末現在)	22

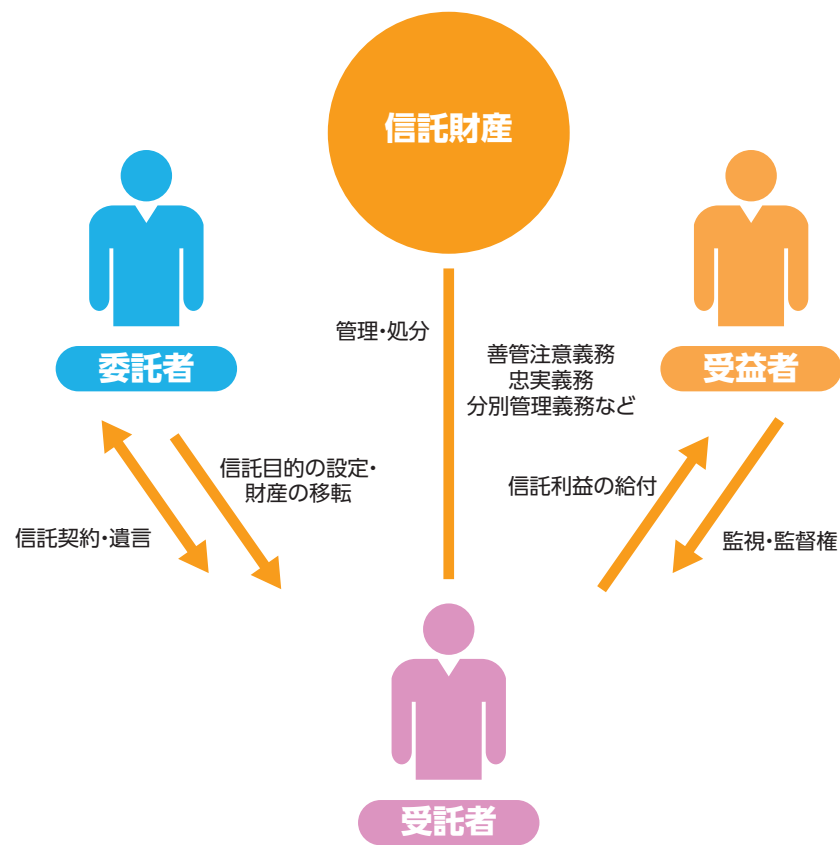
1 信託の仕組み

信託とは、「委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信託できる人（受託者）に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする」制度です。

財産の管理・処分を任せたい人（委託者）は、「誰のために」、「どういう目的で」ということを定めて信託できる人に財産を託し（信託する）、財産を信託された人（受託者）は、その財産をあくまで受益者のための財産として、信託した人（委託者）の定めた目的の実現に向けて管理・処分を行います。

このように信託では、相手への信託が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、信託業法等において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せられています。

●信託の仕組み



動画で解説！



●受託者の義務

- 善管注意義務
受託者は、財産管理の専門家として、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。
- 忠実義務
受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。
- 分別管理義務
受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

●フィデューシャリー・デューティー

近年では、「フィデューシャリー・デューティー」という言葉がさまざまな場面で使われています。これは、他者の信頼に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称として使われており、信託の受託者はフィデューシャリー・デューティーを負う者の典型とされています。

2 信託業の担い手

信託業の主な担い手

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 注1	銀行法（設立） 注2 兼営法（信託業務の兼営認可）	免許 注2	銀行等の金融機関	20億円 注2	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社 （運用型外国信託会社を含む） 注3	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社 （管理型外国信託会社を含む） 注3	信託業法	登録 （3年毎に更新）	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務

注1 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。

注2 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

注3 令和2年3月末現在で、運用型信託会社9社、管理型信託会社16社が営業しています。

■信託銀行等の店舗の設置状況（令和2年3月末現在）

（単位：店舗）

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
店舗数	8	10	344	11	39	210	19	5	32	678

（注）本表は、信託兼営金融機関15社（都銀および地域金融機関等を除く）と信託会社22社の店舗数です。
これ以外に地方銀行等（3,689店）が信託業務を営んでいます。

信託サービスの利用者の窓口

信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店

■設置状況（令和2年3月末現在）

（単位：行・金庫・組合・社・人、店舗）

業態	代理店数		取扱店舗数	
	業態	代理店数	取扱店舗数	
法人	信託銀行・都市銀行等	9	1,807	
	地方銀行	61	4,514	
	第二地方銀行	25	1,914	
	信金中金	1	15	
	信用金庫	178	4,239	
	商工中金	1	92	
	信用組合	45	626	
	信用農業協同組合連合会	15	23	
	農業協同組合	110	739	
	計	445	13,969	
個人	事業会社等	48	1,253	
	個人	0	0	
合計		493	15,222	

金融商品取引業者

信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業および登録金融機関業務として規制されており、第二種金融商品取引業者および登録金融機関であれば、取り扱うことができます。

3 信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数)

信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数) 注1 (3月末現在)

(単位:兆円)					
機 能 別 分 類	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
資産運用型信託 注2	123.5	114.7	114.0	123.5	124.8
金銭信託	33.4	28.3	31.3	39.3	36.0
年金信託	40.0	35.4	32.5	31.8	31.3
金銭信託以外の金銭の信託	1.6	1.5	1.7	1.8	2.0
有価証券の信託	44.9	46.2	45.5	44.7	49.8
包括信託 注5	3.3	3.1	2.9	5.7	5.5
資産管理型信託 注3	778.4	838.2	910.0	953.7	1,004.0
金銭信託	92.7	98.1	94.1	85.9	79.2
年金信託	45.6	45.9	49.3	50.2	52.5
投資信託	166.5	181.6	201.5	209.8	223.9
金銭信託以外の金銭の信託	20.7	26.6	33.0	39.7	47.4
再信託	347.0	370.6	408.7	438.0	465.8
包括信託 注5	105.8	115.1	123.0	129.7	134.8
資産流動化型信託 注4	65.1	69.2	73.7	80.5	91.1
金銭債権の信託	31.8	32.5	33.6	36.5	41.7
不動産の信託	32.1	34.5	37.4	40.3	44.6
その他とも合計	989.3	1,058.1	1,141.6	1,201.9	1,263.1

- 注1 本表の計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数です。また、機能別分類の内訳には、主な信託商品を掲載しています。
- 注2 資産運用型信託とは、受託者(信託銀行等)が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。
- 注3 資産管理型信託とは、受託者(信託銀行等)が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。なお、再信託とは、信託銀行等が委託者になったものをいいます。
- 注4 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいいます。
- 注5 包括信託とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものをいいます。

信託銀行等のSDGs(持続可能な開発目標)への取り組み

SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年を年限として持続可能でより良い世界を目指し、17のゴール・169のターゲットから構成されている国際目標です。

日本においても、政府、自治体、企業、団体などさまざまな主体において多様な取り組みが行われています。信託銀行等では、SDGsの達成に向けて、環境への負荷や倫理的な側面などといったESG (※) 要因を考慮した信託財産の運用、少子高齢社会における資産形成、資産の管理・承継などの問題に対応する信託商品の開発、コンサルティング業務における顧客のESG活動を支援する提案などに取り組んでいます。

また、SDGsの視点を取り入れた投資家との対話、金融経済教育の提供、環境保全活動の支援などにも取り組んでいます。



(※) Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス)

4 主な信託商品等

信託銀行等 注1 が取り扱っている主な信託商品等は次のとおりです。

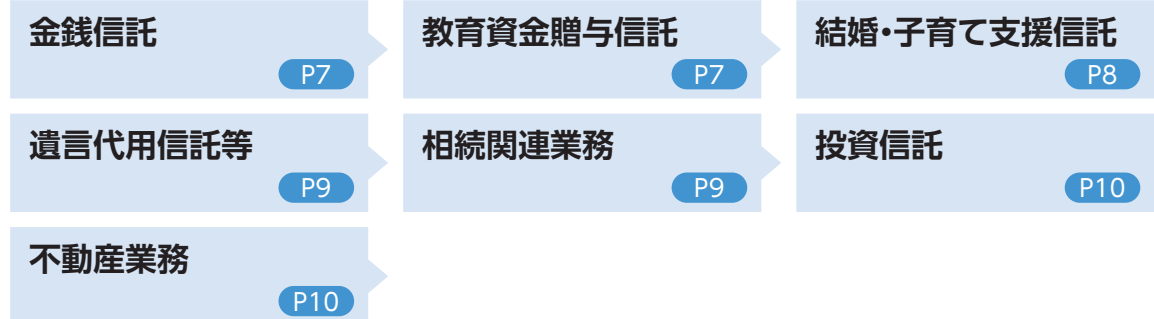
なお、このほかに、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、投資信託・保険の販売など銀行の業務も取り扱っています。

注1 「信託銀行等」とは、「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます。(以下、本冊子で同じ)

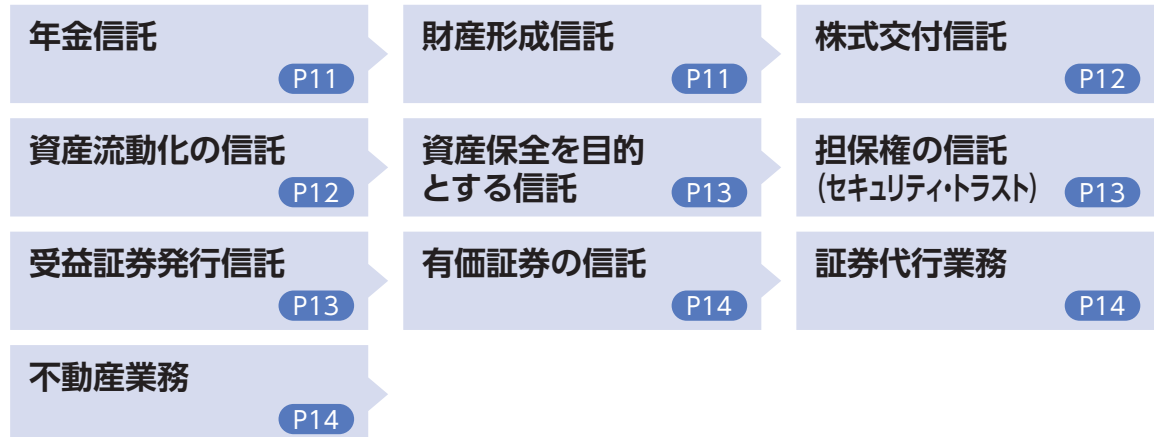
動画で解説!



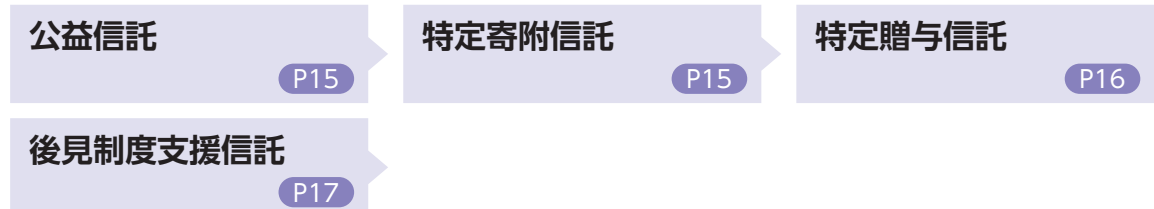
(1) 個人向け



(2) 法人向け



(3) 公益・福祉



(1) 個人向け

金銭信託

金銭信託には、さまざまな種類があり、目的に合わせて利用されています。

例えば、元本補てん契約付の合同運用指定金銭信託(一般口)や運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄・投資手段として、広く利用されています。

●特約付きの信託

金銭信託は、信託の目的や期間、支払方法などの特約を付けて、さまざまな形で利用することができます。最近では、認知症などで判断能力が低下していく状況に備え、財産を守るために、解約制限や支払時の家族への同意を必要とする特約を付けたり、毎年、家族等に一定金額ずつ生前贈与する特約を付けたりするものもあります。

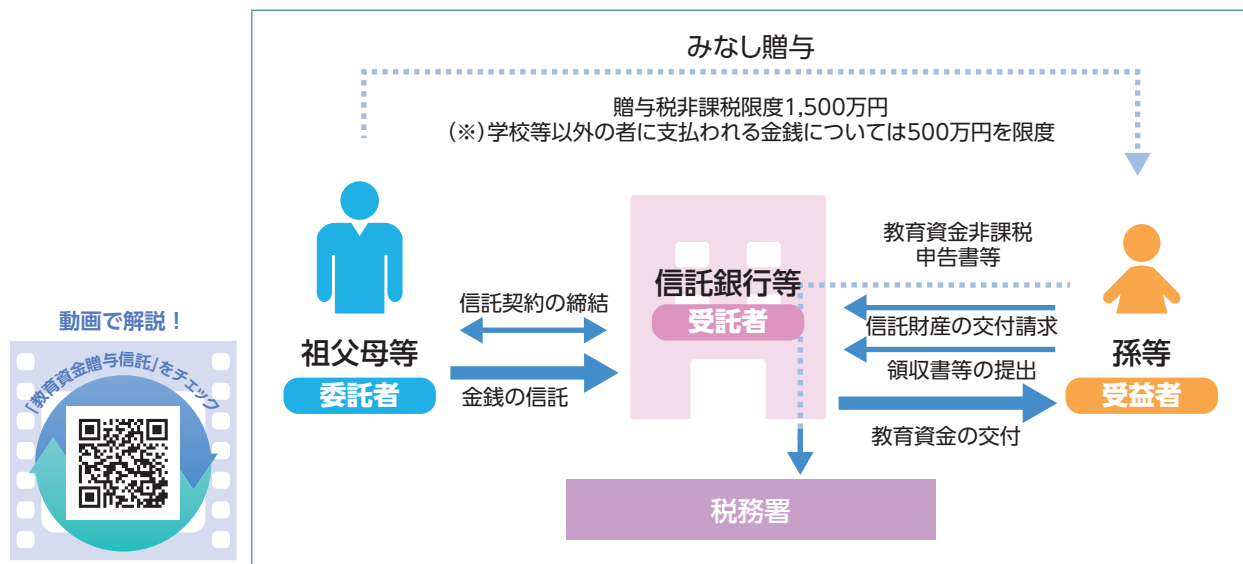


教育資金贈与信託

教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,500万円(学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円)を限度として贈与税が非課税となる信託です。(ただし、令和3年3月31日までの間に信託されたものに限られます。)

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属(祖父母等)に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において30歳未満で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

●教育資金贈与信託の仕組み



●教育資金贈与信託の受託状況の推移

(単位:件、億円)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
契約数(累計)	161,564	181,786	199,321	220,598	230,011
信託財産設定額(累計)	10,876	12,399	13,866	15,874	16,701

●教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置

平成25年度税制改正において「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」が創設されたことを受けて、信託銀行等は、平成25年4月から「教育資金贈与信託」の取扱いを開始しました。

この非課税措置については、平成27年度税制改正において、非課税の適用対象となる教育資金に、通学定期券代、留学渡航費などが加えられました。

また、平成31年度税制改正において、贈与を受ける者の所得要件の新設、教育資金の範囲の見直し、一定の条件下における年齢制限の引上げ、および一定の条件下で贈与をした者が死亡した場合の相続税課税の追加が行われ、令和3年3月31日まで適用が認められました。

●教育資金の範囲

教育資金贈与信託は、次のような資金のために利用ができます。

- ①学校等(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等)に直接支払われる入学金、授業料、学用品の購入費など
- ②学校等以外の者に、教育のために直接支払われる金銭(学習塾や習い事の月謝・謝礼、学習塾の教材費、通学定期券代、留学渡航費など)

※23歳以上の受益者については、この非課税措置の適用対象となりますが、支払う教育資金の範囲については、上記①のほか、②のうち学校等に関連する費用(留学渡航費など)、および学校等以外の者に支払われる費用のうち教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定されます。

※詳細については文部科学省ホームページ等をご確認ください。なお、上記②の金銭について、非課税となる金額の上限は500万円となります。



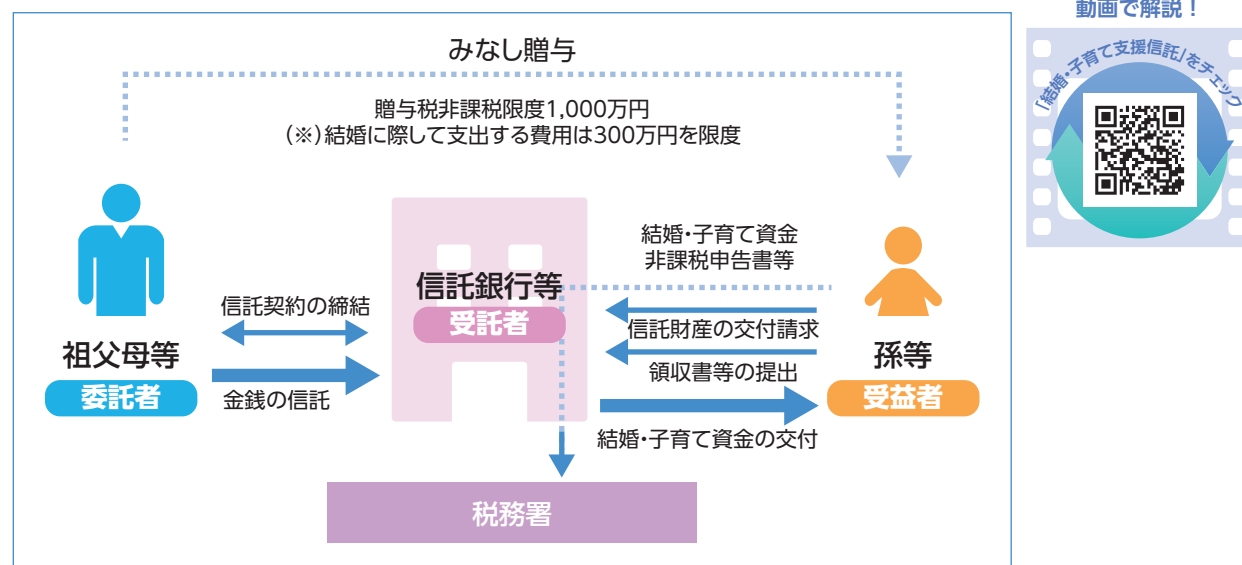
結婚・子育て支援信託

結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)を限度として贈与税が非課税となる信託です。(ただし、令和3年3月31日までの間に信託されたものに限られます。)

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属(祖父母等)に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において20歳以上50歳未満で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

なお、結婚・子育て支援信託の契約数(累計)は6,959件、信託財産設定額(累計)は203億円(令和2年3月末現在)となっています。

●結婚・子育て支援信託の仕組み



動画で解説!



●結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税措置

平成27年度税制改正において「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されたことを受けて、信託銀行等は、平成27年4月から「結婚・子育て支援信託」の取扱いを開始しました。

この非課税措置については、平成28年度税制改正において、不妊治療費用のうち薬局に支払う医薬品代、産前産後の母親の医療費、母親の産後健診費用が非課税の適用対象となることが明確化されました。

また、平成31年度税制改正において、贈与を受ける者の所得要件が新設され、令和3年3月31日まで適用が認められました。

●結婚・子育て資金の範囲

結婚・子育て支援信託は、次のような資金のために利用ができます。

- ①結婚に際して支出する費用(挙式・結婚披露宴などの費用、結婚を機に住む家賃・敷金、転居費用など)
- ②妊娠、出産または育児に要する費用(不妊治療・妊婦健診・出産のための費用、産後ケア費用、受益者の小学校就学前の子の医療費、受益者の子が通う幼稚園、保育所、ベビーシッターなどに支払う費用)

※詳細については内閣府ホームページ等をご確認ください。なお、上記①の金銭について、非課税となる金額の上限は300万円となります。



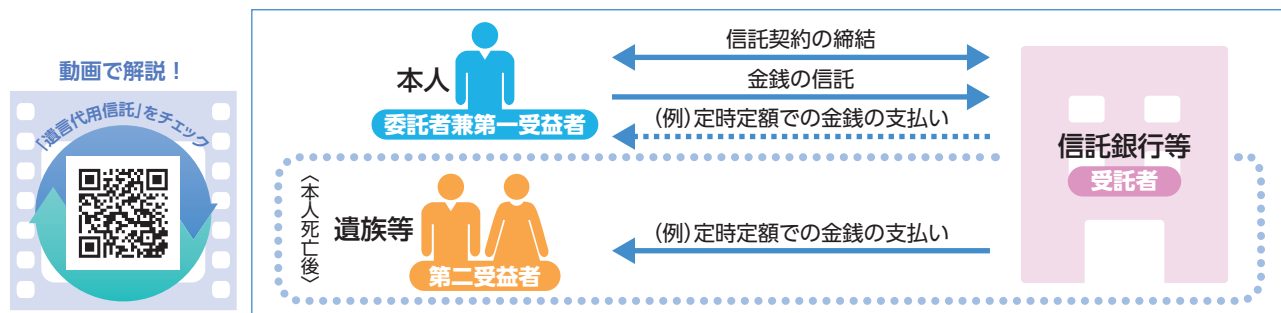
遺言代用信託等

超高齢社会の到来を背景に、個々の家族の事情にあわせて配偶者・子の生活の安定を図るためなどの目的で信託が活用されています。

信託銀行等ではさまざまなニーズに合わせて、例えば、委託者本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者・子等を受益者とする遺言代用信託や、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者を、配偶者の死亡後はさらに本人の子を連続して受益者とする後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を取り扱っています。

なお、遺言代用信託の令和元年度の新規受託件数は11,691件となっています。

●遺言代用信託の仕組み



■遺言代用信託の受託件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年度合計	29,123	14,637	10,431	10,171	11,691
累 計	133,781	148,418	158,849	169,020	180,711

(注) 累計の受託件数は年度末現在の計数です。

●信託の仕組みを利用した事業承継

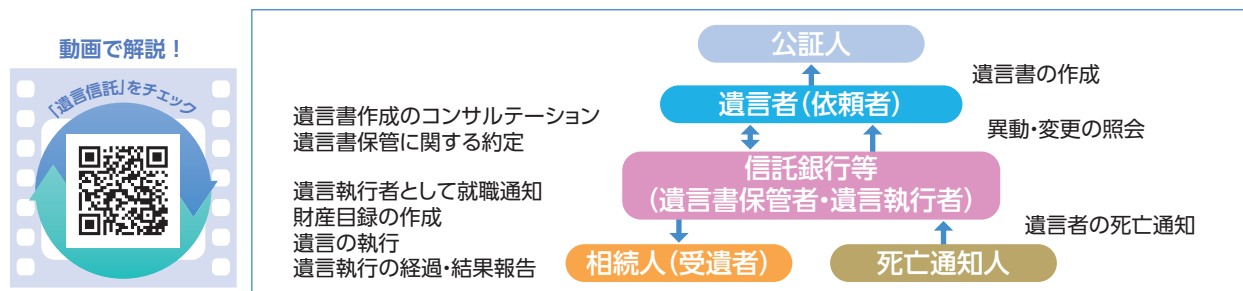
信託の仕組みを使って、中小企業の経営者等が亡くなった場合に事業を円滑に承継する方法があります。
例えば、中小企業の経営者等が、あらかじめ後継者を指定して自身が保有する自社株を信託銀行等に信託し、経営者本人が生存中は自ら議決権を行使し、死亡後に信託銀行等から後継者に自社株が交付されるようにしておくというものです。
これにより、実質的な経営権を持ち続けながら、相続による経営の空白期間を生じさせることなく事業の継続・承継をスムーズに行うことができます。

相続関連業務

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務への関心が高まっています。

信託銀行等では、遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までを行う『遺言信託業務』、相続財産目録の作成や遺産分割手続きなどを行う『遺産整理業務』といった相続関連業務を行っています。

●遺言信託業務の仕組み



■相続関連業務の実績の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
遺 言 書 の 保 管 件 数	108,623	118,315	128,402	139,008	149,494
保 管 の み	5,916	6,101	6,398	6,776	7,399
執 行 付	102,707	112,214	122,004	132,232	142,095
遺 産 整 理	4,784	5,186	5,931	6,282	6,558

(注) 遺言書の保管件数は年度末現在の計数、遺産整理の件数は年度中の実績です。

投資信託

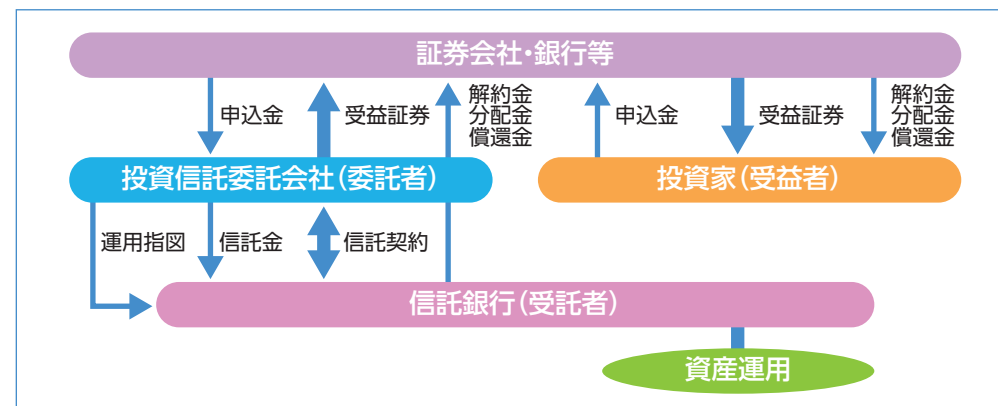
投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っています。

また、信託銀行をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に応えるため、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、投資信託の受託残高は、223兆円（令和2年3月末現在）となっています。

●投資信託（委託者指図型）の仕組み



(注) 投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行等に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と、信託銀行等が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

●NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA

NISAは平成26年1月からスタートした少額投資非課税制度で、個人が投資した上場株式や公募株式投資信託などの譲渡益や配当金・分配金为非課税対象となります。NISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間120万円までで、非課税投資総額は5年間で最大600万円となります。
未成年者が口座を開設することが可能なジュニアNISAは、購入できる金額（非課税投資枠）が年間80万円までで、最長5年間の譲渡益や配当金・分配金が非課税となります。ジュニアNISAは原則として親権者等が未成年者のために代理して運用を行い、18歳までは原則として払い出しをすることができず、20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます。

つみたてNISAは平成30年1月からスタートした少額からの長期・積立・分散投資を行うことが可能な非課税制度です。一定の条件を満たす公募株式投資信託・ETFを対象に、つみたてNISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間40万円までで、最長20年間の分配金や譲渡益が非課税となります。

なお、NISA、つみたてNISAは、令和6年に制度の改正が予定されています。また、ジュニアNISAの新規口座開設は令和5年までとされています。
※詳細については財務省ホームページ等をご確認ください。

不動産業務

信託銀行等は、住宅や店舗・ビルなどの売買・賃貸借の仲介、不動産会社との提携によるマンション・住宅の分譲など、さまざまな不動産業務を展開しています。

また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めています。

(2) 法人向け

年金信託

企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

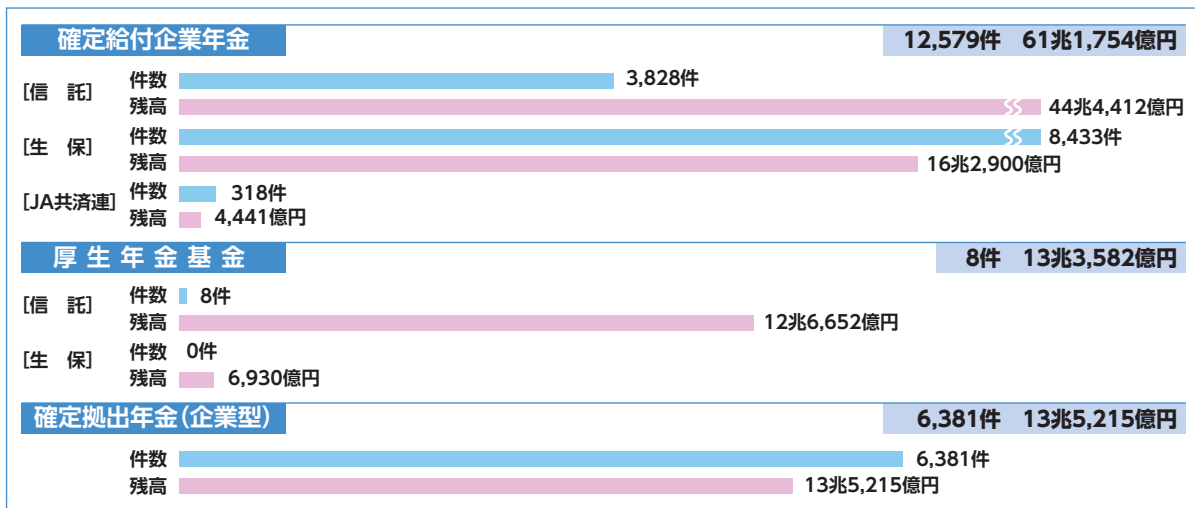
信託銀行では、確定給付企業年金信託、厚生年金基金信託および確定拠出年金信託を取り扱っており、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金数理計算、給付金の支払いなどを行っています。

なお、年金数理計算を行う専門スタッフとして、年金数理人200人、アクチュアリー203人（令和2年3月末現在）を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実を目的とした国民年金基金制度に基づき、信託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は3兆8,942億円（令和2年3月末現在）となっています。

■ 企業年金の受託概況（令和2年3月末現在）

（単位：件、億円）



- （注）1. 受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上しています。
2. 受託残高は、時価ベースです。
3. 件数は、確定給付企業年金が制度数、厚生年金基金が基金数、確定拠出年金が規約数です。
4. 確定給付企業年金の件数および残高は、規約型および基金型の合算値です。

● 確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来にわたって約束した給付を支給する企業年金制度です。確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金があります。

● 確定拠出年金

確定拠出年金は、従業員（委託者）の指示による積み立て期間中の運用の成果により、将来受け取る給付額が変動する制度です。
確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金があります。
個人型の確定拠出年金（iDeCo）は、自ら拠出した掛金の運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができる制度で、掛金拠出時、運用時、給付時には、税制上の優遇措置が講じられています。老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、平成29年1月から、基本的に20歳以上60歳未満の方が任意で加入することができるようになりました。

財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした勤労者財産形成促進制度に基づき、信託銀行では、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託などを取り扱っています。

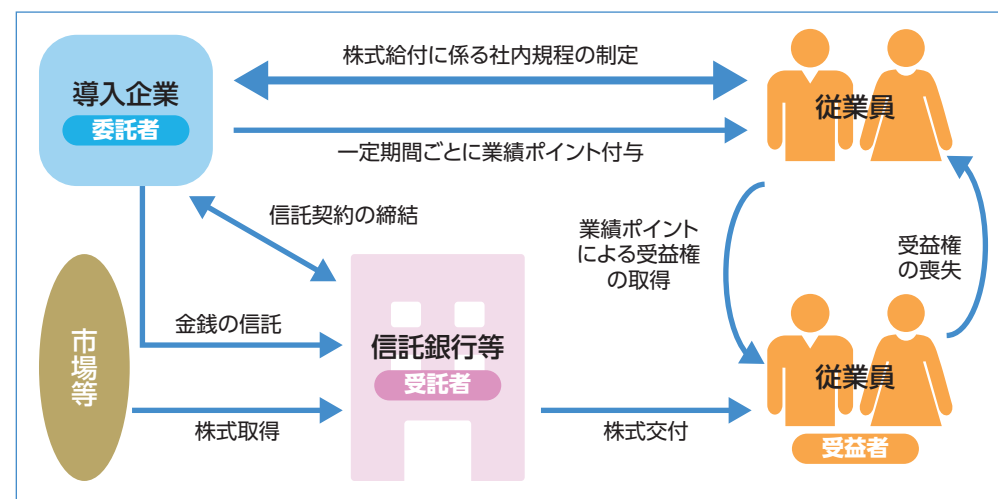
株式交付信託

株式交付信託とは、従業員や役員に自社の株式を取得させることにより、従業員の福利厚生の充実や役員へのインセンティブ付与を図るための信託です。

従業員向け株式交付信託とは、従業員が自社株を取得し、その株価上昇による経済的な利益を享受することができる信託で、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する「株式給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があります。

役員向け株式交付信託とは、役員に対して、業績目標の達成度などに応じて、在職時または退職時に自社株を交付する信託で、役員に株式が交付されます。

● 株式交付信託（株式給付型）の仕組み

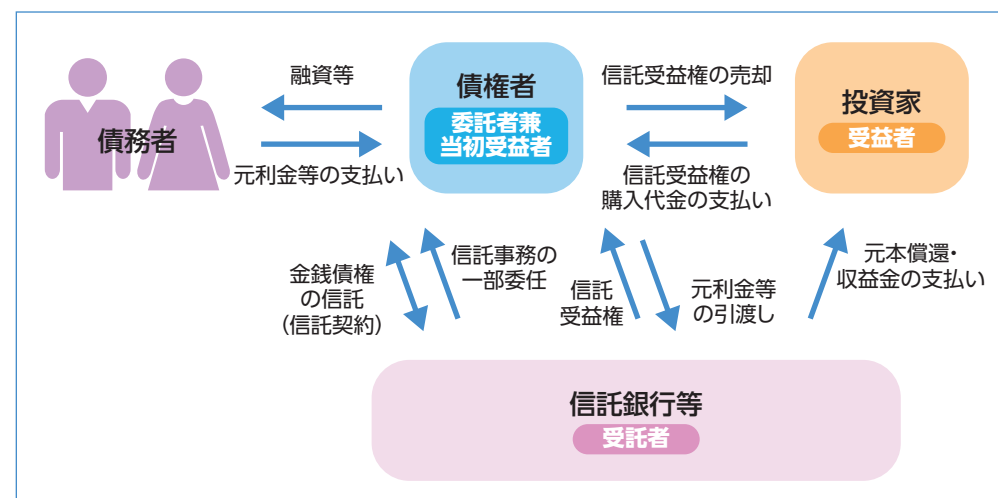


資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関や事業会社等の財務改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は91兆円（令和2年3月末現在）です。

このうち、金銭債権の信託には、事業会社等が保有する売掛債権を信託する売掛債権信託、金融機関が保有する住宅ローン債権などの貸付債権を信託する貸付債権信託、リース・クレジット会社が保有する債権を信託するリース・クレジット債権の信託などがあります。

● 金銭債権の信託の仕組み



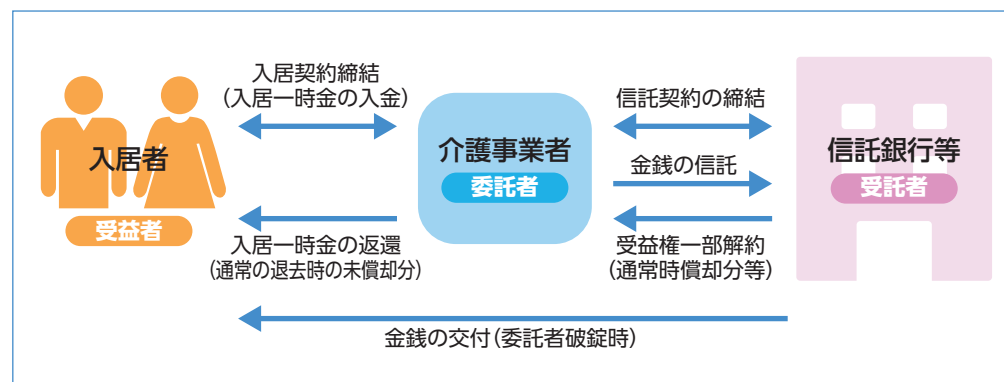
資産保全を目的とする信託

顧客が事業者に対して事前に支払った前払い金などについて、事業者が破綻した場合などに顧客に返還するべき前払い金の保全を目的とする信託が利用されています。

このような信託の倒産隔離機能に着目した資産の保全を目的とした信託は、老人ホームの入居一時金、高齢者向け住宅の前払い家賃、語学学校等の前払い授業料などの保全に利用されています。

また、動産や不動産の売買取引において代金決済や取引の安全性を確保する目的でも利用されています。

●老人ホームの入居一時金信託の仕組み



担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

担保権の信託は、担保権の管理を目的として、信託を担保権設定の方法で設定するもので、シンジケートローンなどにおいて利用されています。

●担保権の信託の仕組み



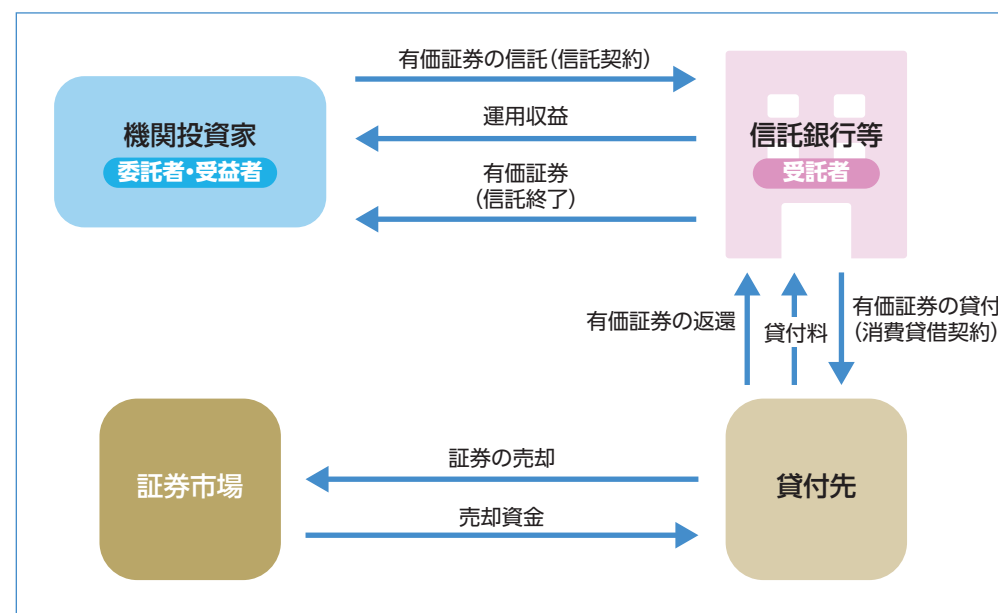
受益証券発行信託

受益証券発行信託は、受益権を表示する証券(受益証券)を発行する信託で、例えば、貴金属を信託財産とする内国商品現物型ETFや、ETN(指数連動証券)を信託財産とする有価証券信託受益証券として利用されています。

有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は64兆円(令和2年3月末現在)となっています。有価証券の信託には、信託の目的により、有価証券の貸付運用などによって収益をあげることを目的とした有価証券運用信託、有価証券の利息・配当金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした有価証券管理信託などがあります。また、有価証券管理信託は、退職給付会計基準に対応した、年金資産の確保を目的とする退職給付信託などにも利用されています。

●有価証券運用信託(消費貸借型)の仕組み



証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を円滑に行っているほか、株式上場の手続きのサポートや株式・新株予約権などの発行・管理に関するノウハウを生かしたコンサルティングなども行っています。

■証券代行業務取扱状況の推移

(単位:社、千人)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
会 社 数	5,992	5,998	6,012	6,062	6,141
株 主 数	55,883	55,900	57,302	60,523	63,306

不動産業務

信託銀行等は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理などの幅広い不動産業務を行っています。

また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補510人(令和2年3月末現在)を擁しています。

(3) 公益・福祉

公益信託

公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉などの公益活動の助成を目的として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託するもので、一定の要件を満たす公益信託には税制上の優遇措置が講じられています。

なお、公益信託の受託件数は417件、受託残高は594億円（令和2年3月末現在）となっています。

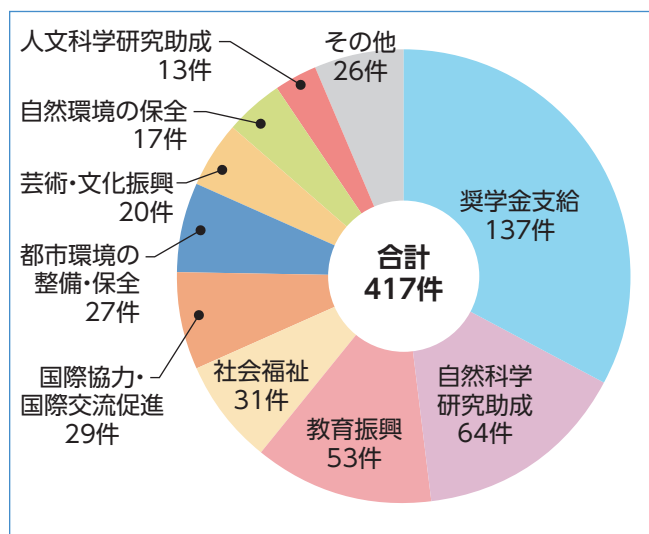
●公益信託の税制

公益信託のうち、一定の要件を満たすものを「特定公益信託」といいます。また、特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを「認定特定公益信託」といいます。それぞれに金銭を拠出した場合には税制上の優遇措置があります。

○拠出金の税制上の取扱い

委託者	特定公益信託	認定特定公益信託
個人（相続財産）	—	寄附金控除
	—	相続税非課税
法人	一般寄附金として損金算入	別枠損金算入

●公益信託の受託件数（令和2年3月末現在）



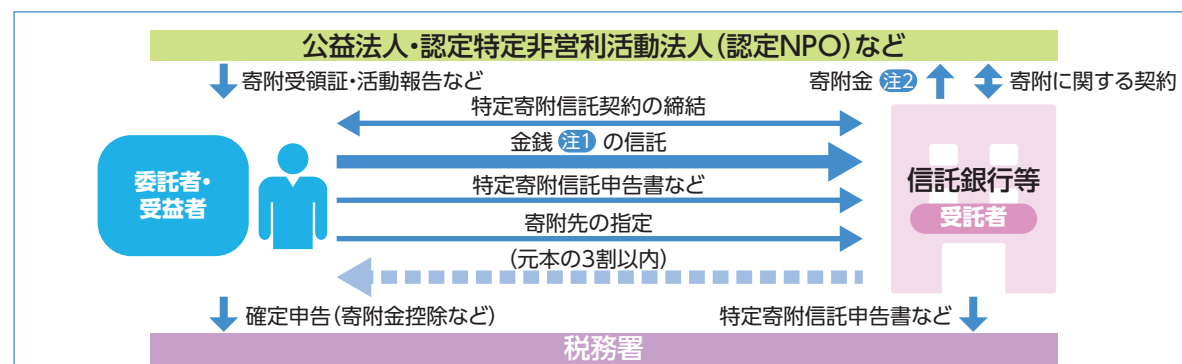
特定寄附信託

特定寄附信託は、信託銀行等と契約した公益法人等（公益法人や認定特定非営利法人（認定NPO）など）のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるという特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除などを受けることができるほか、運用収益が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。

●特定寄附信託の仕組み



注1 信託できる財産は、金銭に限られています。 注2 運用収益の全額が、元本とともに寄附金にあてられます。

●特定寄附信託の創設の背景

特定寄附信託は、信託を通じた寄附を促進し、より一層の公益活動を促す観点から、平成23年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。「どこに寄附したらよいかわからない」、「寄附金がきちんと使われたのか確認したい」というニーズに応えるため、米国のブランド・ギビング信託制度を参考に、信託を活用した新たな寄附の仕組みとして導入され、公益のために活用されています。

特定贈与信託

特定贈与信託（特定障害者扶養信託）は、障がい者の生活の安定を図ることを目的としてその親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

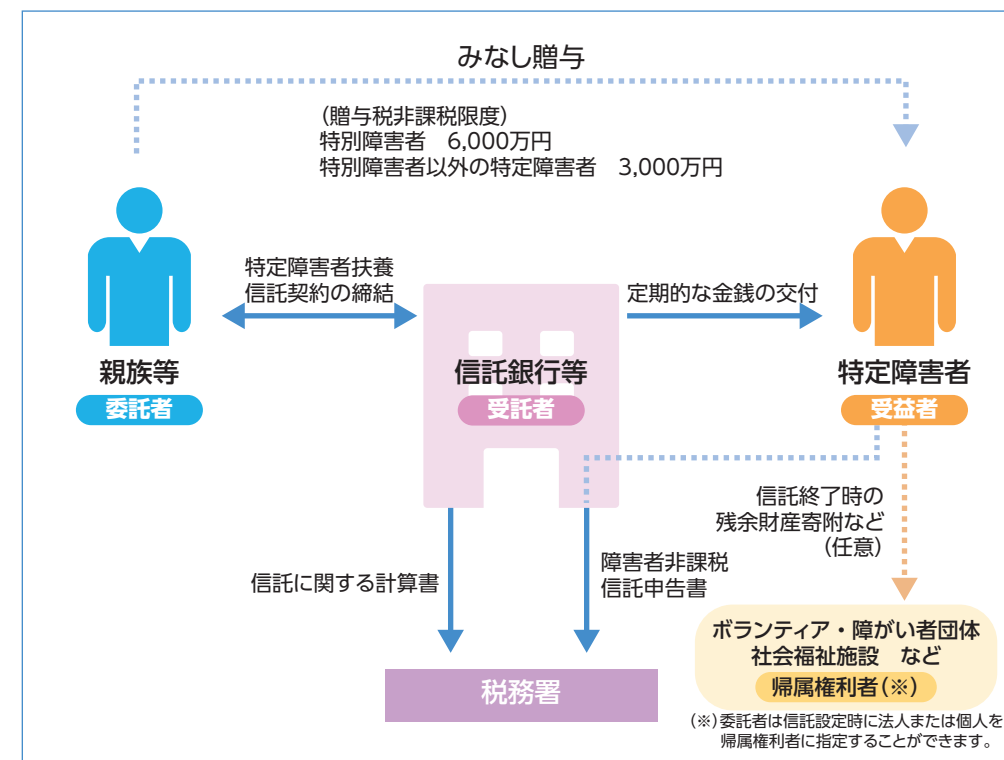
信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者（以下に記載する「特別障害者」および「特別障害者以外の特定障害者」をいいます。）の生活費や医療費などにあてるため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

この信託を利用することにより、特別障害者（重度の心身障がい者）については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者（中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等）については3,000万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が死亡した際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。また、信託する際に、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設などを指定しておく、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

なお、特定贈与信託の受託件数は2,136件、受託残高は478億円（令和2年3月末現在）となっています。

●特定贈与信託の仕組み



動画で解説！



●特定贈与信託に係る贈与税の非課税措置

昭和50年に「特定障害者に対する贈与税の非課税措置」が創設されたことを受けて、信託銀行等は、「特定贈与信託」の取扱いを開始しました。

この非課税措置は、昭和63年の税制改正によって贈与税の非課税限度額が3,000万円から6,000万円に引き上げられました。

また、本措置は、創設以来、特別障害者（重度の心身障がい者）のみを適用対象としていましたが、平成25年度税制改正において適用対象者が拡充され、中軽度の知的障がい者および障害等級2級および3級の精神障がい者等が制度の対象に加えられ、3,000万円を限度として贈与税が非課税となりました。

5 信託業界・協会を巡る動向

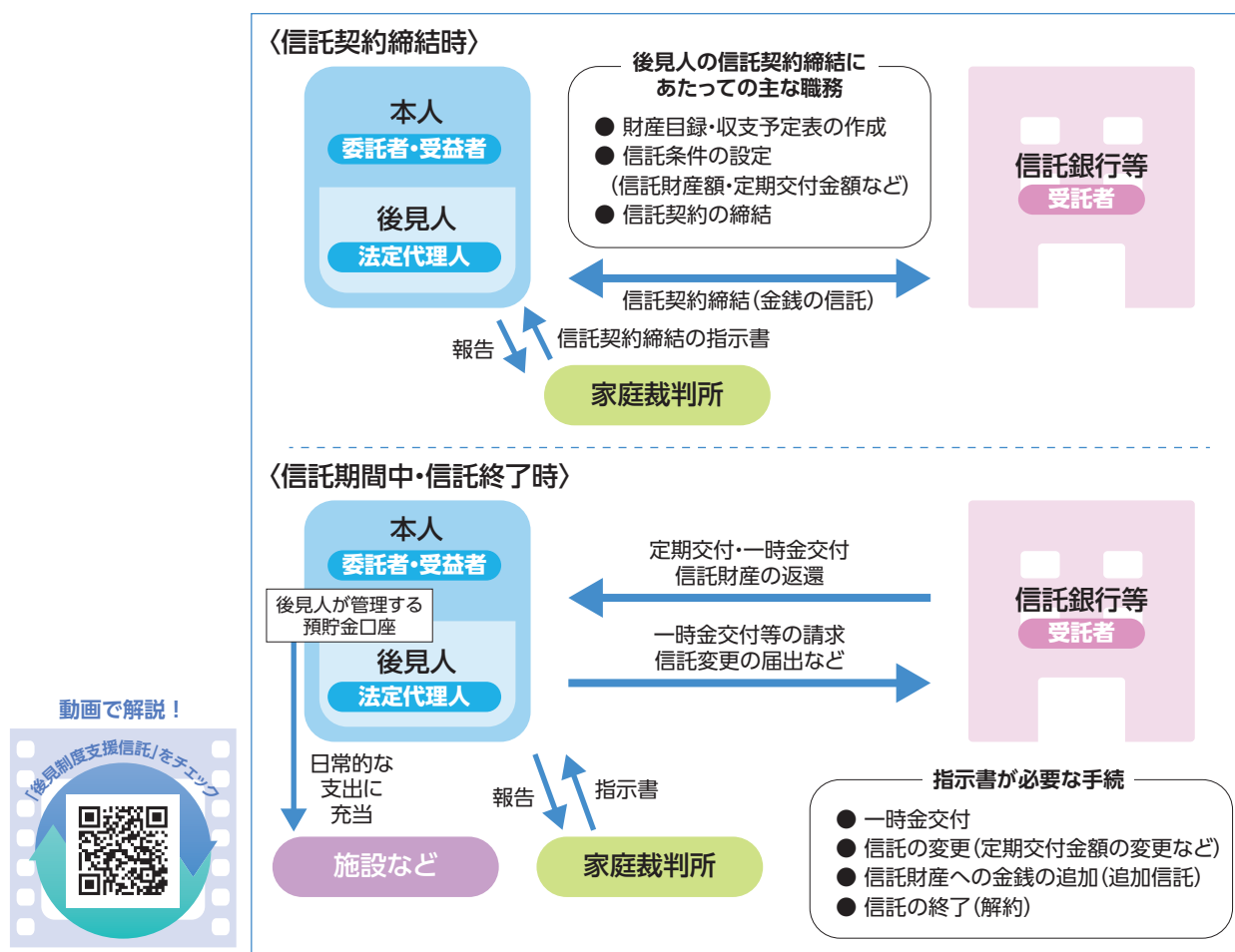
後見制度支援信託

後見制度支援信託は、後見制度を財産管理面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、後見制度による支援を受けている方（本人）が金銭を信託銀行等に信託し（信託契約の締結手続は後見人が行います）、信託された金銭の中から、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の預貯金などを保全することができます。

なお、後見制度支援信託の受託件数は20,552件、受託残高は6,336億円（令和2年3月末現在）となっています。

●後見制度支援信託の仕組み



●後見制度

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度とがあります。成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者（本人）の親権者がいなくなった場合に、本人の権利を守る援助者（未成年後見人）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

●後見制度支援信託の取扱開始の背景

成年後見開始事件数は高齢化の進展や介護保険制度の導入とあいまって急増し、成年後見制度発足時（平成12年）に比べると、平成22年の開始事件数は4倍超の約3万件となっていました。他方で、件数の増加に伴い、不正事例が発生していたことも踏まえて、本人の財産の管理・保護のあり方を含め、適切な後見事務を確保するために信託を利用することができないかという問題意識から、最高裁判所事務総局家庭局の提案で、後見制度における信託制度の活用について法務省民事局および信託協会の三者で勉強会が開催されました。その後、平成23年2月に信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みが取りまとめられ、平成24年2月から取扱いが開始されました。

(1) 主な出来事

税制改正要望

信託協会では、令和元年9月に「令和2年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

【主な要望項目】

1. 企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
2. 株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。
3. 役員報酬制度において、業績連動給与に認められる指標を拡充するよう、所要の税制上の措置を講じること。

その結果、令和2年度税制改正の大綱において、特別法人税の課税凍結期間延長、一般のNISAおよびつみたてNISAの投資可能期間の延長、確定拠出企業年金における加入者の年齢範囲拡大、解散・終了した確定給付企業年金からの分配金の個人型確定拠出年金へ非課税で移管することを可能にする措置、特定の事業用資産の買換特例の適用期限の延長などが措置されました。

規制改革に関する提案

信託協会では、令和元年10月に「規制改革に関する提案」（27項目）を取りまとめ、「規制改革ホットライン」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行いました。

パンフレット「やさしい信託のはなし」『くらしの中の信託』、『相続・遺言と信託』の発行

信託協会では、信託のより一層の普及に向けて、やさしい信託のはなしシリーズ『くらしの中の信託』、『相続・遺言と信託』を発行しました。同シリーズは、信託に今まで馴染みが薄かった方に、まず手に取っていただきたい「信託の入門書」として作成しています。



『くらしの中の信託』では、人々のくらしの様々なシーンに信託が関わっていることを紹介しています。また、『相続・遺言と信託』は、相続や遺言に対する社会の関心が高まっている中で、具体的に何をしたらよいかと悩んでいる方に向けた内容となっています。

いずれの冊子も当協会ホームページからお申込みいただけます。ご希望の方はお気軽にお問い合わせください。

お申込みはこちら！



(2) 信託業界のあゆみ

	年 月	事 項
大 正	8年 2月	任意団体「信託会社協会」設立
	12年 1月	信託法・信託業法施行(大正11年4月公布)
		信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称
	12年 12月	旧信託会社(5社)に対し信託業法による信託業の初免許
	15年 1月	「社団法人信託協会」創立
昭 和	4年 5月	信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加
	18年 5月	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等二関スル法律施行
	26年 6月	証券投資信託法施行
	27年 6月	貸付信託法施行
	29年 10月	大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定
	33年 11月	証券代行業務の取扱開始
	37年 4月	適格退職年金信託の取扱開始(平成24年3月 適格退職年金制度の廃止)
	41年 10月	厚生年金基金信託の取扱開始
	47年 1月	財産形成信託の取扱開始
	50年 5月	特定贈与信託の取扱開始
	50年 10月	財産形成給付金信託の取扱開始
	52年 5月	公益信託の取扱開始
	53年 11月	財産形成基金信託の取扱開始
	56年 6月	貸付信託「ビッグ」の取扱開始
	57年 10月	財産形成年金信託の取扱開始
	59年 3月	土地信託の取扱開始
	60年 12月	金銭信託「ヒット」の取扱開始(平成元年6月 金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始)
	63年 4月	財産形成住宅信託の取扱開始
平 成	3年 5月	国民年金基金信託の取扱開始
	4年 11月	実績配当型の指定金銭信託(ユニット型)の取扱開始
	5年 4月	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律施行
	5年 7月	信託代理店による信託業務の取扱開始
	5年 10月	地域金融機関本体による信託業務の取扱開始
	10年 9月	資産の流動化に関する法律施行
	10年 12月	証券会社の顧客分別金信託の取扱開始
	11年 9月	退職給付信託の取扱開始
	13年 10月	確定拠出年金法施行
	14年 2月	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関スル法律(兼営法)の一部改正施行(都市銀行等の信託業務の解禁等)
	14年 4月	確定給付企業年金法施行
	16年 12月	改正信託業法施行(受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等)
	19年 9月	改正信託法・信託業法施行(受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備、新しい類型の信託の創設等)
		金融商品取引法施行
	23年 10月	一般社団法人への移行により「一般社団法人信託協会」と改称
	24年 1月	特定寄附信託の取扱開始
	24年 2月	後見制度支援信託の取扱開始
	25年 4月	教育資金贈与信託の取扱開始
	27年 4月	結婚・子育て支援信託の取扱開始

(3) 信託業界の動き

	年 月 日	事 項
令和元年	9月 19日	信託協会、「令和2年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、関係省庁等に提出
	10月 25日	第四銀行、準社員として信託協会に入会
	10月 28日	信託協会、「規制改革に関する提案」を取りまとめ、内閣府規制改革推進室に提出
	12月 16日	信託協会、「信託の受託概況(2019年9月末現在)」を発表
	12月 19日	信託協会、令和元年度信託研究奨励金の贈呈を決定
		横浜銀行、準社員として信託協会に入会
		
		令和元年度信託研究奨励金贈呈式(令和2年1月29日)
令和2年	4月	信託協会、令和2年度信託法講座を東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学に寄付し、4月から開講
	4月 1日	信託協会、令和2年度信託研究奨励金の募集を開始
	4月 20日	信託協会、「新型コロナウイルス感染症の影響による株主総会対応に係る要望事項」を、金融庁新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会に提出
	4月 24日	埼玉りそな銀行、準社員として信託協会に入会
	5月 14日	信託協会、「新型コロナウイルス感染症の影響による株主総会対応」に係る要望を、経済産業省新時代の株主総会プロセスの在り方研究会に提出
	6月 1日	滋賀銀行、準社員として信託協会に入会
	6月 25日	信託協会、「企業年金(確定給付型)の受託概況(令和2年3月末現在、速報値)」を発表
	6月 25日	信託協会、「確定拠出年金(企業型)の受託概況(令和2年3月末現在、速報値)」を発表
	7月 21日	信託協会、「信託の受託概況(2020年3月末現在)」を発表
	7月 21日	信託協会、「公益信託の受託状況(2020年3月末現在)」を発表

6 信託協会の概要

(1) 目的および事業

信託協会は、信託業務を営む金融機関（信託銀行、都市銀行、地方銀行など）や信託会社が加盟する金融団体で、信託制度の発達を図り、公共の利益を増進することを目的として、主に次のような活動を行っています。

- ①信託に関する調査研究および資料収集
- ②信託業務および信託事務の改善に関する調査企画
- ③関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
- ④信託の研究振興に関する企画、運営
- ⑤信託の社会的機能等に関する広報活動
- ⑥信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
- ⑦相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営

認定個人情報保護団体

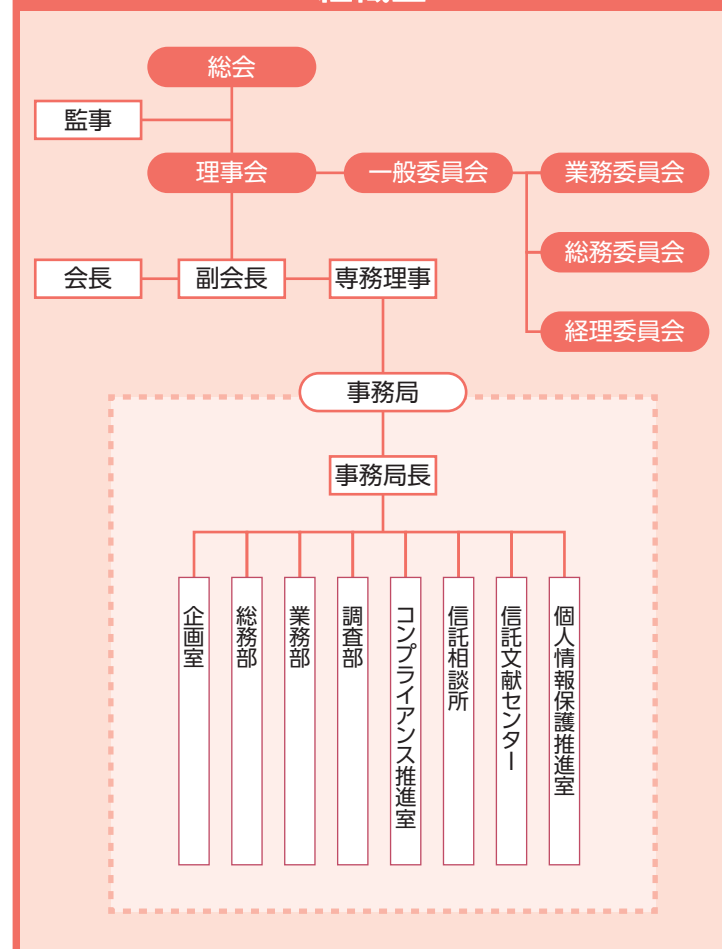
認定個人情報保護団体として、加盟会社の個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

(2) 組織

信託協会では、総会、理事会および理事会を補佐する機関としての一般委員会、さらにその下に各種委員会、部会等を置き、活動の方針・意思決定等を行っています。

また、事務局としては、企画室、総務・業務・調査の各部のほか、個人情報保護推進室、コンプライアンス推進室、信託相談所および信託文献センターをもって組織されています。

組織図



信託相談所

相談受付時間 午前9時～午後5時15分
(※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

電話 0120-817335
03-6206-3988

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは「あっせん委員会」をご利用いただけます。「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧ください。

信託相談所

検索

ご利用方法



信託文献センター

当協会は、「信託文献センター」を設置し、信託に関する内外の文献・資料を収集し、信託に携わる研究者および実務家等の閲覧に供しています。

開館時間

午前9時30分～午後4時30分

(※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日は休館いたします。)

03-6206-3987

ご利用方法



(3) 信託協会加盟会社一覧(令和2年7月末現在)

社員(4社)

- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- みずほ信託銀行株式会社
- 株式会社 りそな銀行

準社員(69社)

- ステート・ストリート信託銀行株式会社
- 新生信託銀行株式会社
- 株式会社 日本カストディ銀行
- 株式会社 三井住友銀行
- 株式会社 静岡銀行
- 株式会社 中国銀行
- 株式会社 伊予銀行
- 株式会社 西日本シティ銀行
- 株式会社 佐賀銀行
- 株式会社 東邦銀行
- 株式会社 南都銀行
- 株式会社 北國銀行
- 株式会社 大垣共立銀行
- 株式会社 第四銀行
- 株式会社 整理回収機構
- 株式会社 あおぞら銀行
- ドイチエ信託株式会社
- ロンバー・オディエ信託株式会社
- 未来サポート信託株式会社
- サーバントラスト信託株式会社
- SMFL信託株式会社
- FXクリアリング信託株式会社
- 積水ハウス信託株式会社
- 野村信託銀行株式会社
- 日証金信託銀行株式会社
- オリックス銀行株式会社
- 株式会社 琉球銀行
- 株式会社 常陽銀行
- 株式会社 広島銀行
- 株式会社 福岡銀行
- 株式会社 阿波銀行
- 株式会社 山口銀行
- 株式会社 四国銀行
- 株式会社 きらぼし銀行
- 株式会社 鹿児島銀行
- 株式会社 北陸銀行
- 株式会社 横浜銀行
- 神奈川県信用農業協同組合連合会
- 株式会社 埼玉りそな銀行
- 株式会社 朝日信託
- スターツ信託株式会社
- ジェイバリュー信託株式会社
- ファースト信託株式会社
- 大東みらい信託株式会社
- 株式会社 エスコー・エージェント・ジャパン信託
- ハートワン信託株式会社
- 農中信託銀行株式会社
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 株式会社 SMBC信託銀行
- 株式会社 沖縄銀行
- 株式会社 八十二銀行
- 株式会社 百十四銀行
- 株式会社 群馬銀行
- スルガ銀行株式会社
- 株式会社 肥後銀行
- 株式会社 千葉銀行
- 株式会社 京都銀行
- 株式会社 武蔵野銀行
- 株式会社 足利銀行
- 株式会社 滋賀銀行
- 信金中央金庫
- 日立キャピタル信託株式会社
- 楽天信託株式会社
- 株式会社 FPG信託
- 株式会社 山田エスロー信託
- ほがらか信託株式会社
- プルデンシャル信託株式会社
- すみれ地域信託株式会社
- 留学安心信託株式会社

最新の加盟会社の一覧は当協会ホームページからご覧いただけます。